

## 委 託 契 約 書 (案)

公益財団法人沖縄県文化振興会理事長 又吉 民人 (以下「甲」という。)と ○  
○ (以下「乙」という。)は、下記の業務委託について、次の条項により契約を  
締結する。

1 業務の名称

【沖縄県芸術文化祭】文化芸術活動奨励映像コンテンツ業務

2 契約期間

契約締結の日から令和3年3月26日まで

3 契約金額 金 ○○○ 円

(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、○○○ 円)

(注)「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及  
び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に  
基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

甲は、契約金額の範囲内において、委託契約書、委託業務仕様書及び委託業  
務実施計画書等に基づく乙の業務実績に応じ、委託業務の実施に要する経費  
(以下「委託料」という。)を乙に支払うものとする。

上記の委託業務について、甲と乙は、次の条項によって公正な委託契約を締結し、  
信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、乙が共同企業体を結成している場合には、乙は、別添の共同企業体協定書  
により契約書記載の業務を共同連携して実施する。

本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県那覇市字小禄 1831 番地 1 (沖縄産業支援センター内)  
公益財団法人沖縄県文化振興会  
理事長 又吉 民人

乙

(総則)

第1条 乙は、別紙委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、上記の契約金額及び契約期間内で、頭書の業務を完了しなければならない。

(実施計画書)

第2条 乙は、仕様書に基づき、次に掲げる内容を含む委託業務実施計画書（任意様式、以下「実施計画書」という。）を契約締結の日から14日以内に甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

- (1) 実施業務の内容
- (2) 実施業務の実施方法
- (3) 実施スケジュール
- (4) 業務遂行体制
- (5) 経費積算内訳

2 乙は、甲の承認を得た実施計画書及び甲の指示に従って、当該委託業務を実施しなければならない。当該実施計画書が変更されたときも同様とする。

(実施計画書の変更)

第3条 乙は、実施計画書に関し、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ計画変更等承認申請書（様式第1号）を甲へ提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 経費区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の20パーセント以内の流用増減を除く。
  - 二 事業内容を変更しようとするとき。ただし、委託業務の実施に支障を及ぼさない軽微な変更であるとあらかじめ甲が認めた場合は、この限りではない。
- 2 前項の規定による実施計画書の変更である場合は、甲の承認を得ることによって変更契約が締結されたものとみなす。
- 3 乙から申請があった場合は、受理した日から10日以内に承認又は不承認の通知を乙にするものとする。

(計画変更等による契約変更)

第4条 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方の承諾を得て本契約の内容を変更できるものとする。

- (1) 委託業務の実施の途中において、契約金額、契約期間又は実施計画書で定められた内容における主要な部分の変更を行う必要が生じたとき。
  - (2) 著しい経済情勢の変動、天災地変等により、本契約に定める条件で契約の一部の履行が困難となったとき。
- 2 前項の変更に係る手続きについては、乙が第3条の規定に基づく計画変更等承認申請書（様式第1号）を、原則として当初の契約期間の末日の14日前までに（前項第2号の変更にあっては、速やかに）甲に提出し、甲と変更契約を締結するものとする。ただし、第12条ただし書に定める流用のときは、この限りではない。

(委託料の経費区分)

第5条 委託料の経費区分は、別表のとおりとする。

(権利義務の譲渡)

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 乙は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(再委託の制限)

第7条 乙は、契約の全部の履行を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- 3 乙は、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせてはならない。
- 4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書（別紙様式1）を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。

ただし、甲が仕様書で示した「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

- 5 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項及び甲が指示する事項について、再委託者と約定しなければならない。
- 6 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 7 乙が第1項から第5項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙、又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(委託業務の監督等)

第8条 乙は、甲が定める監督職員の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託業務の実施状況、経費の使途及びその他必要な事項について報告を求め、書面検査又は必要に応じて実地検査を実施し、必要な指示をすることができる。
- 3 甲は、本業務における乙の履行又は前条第4項により乙から委託を受けた者の履行が著しく不相当と認められる場合、その理由を明示した文書により、必要な措置を講じることを乙に請求することができるものとする。
- 4 乙は、甲から前項に基づく請求があった場合、当該請求事項について必要な措置を講じ、請求を受けた日から10日以内に実施状況報告書（様式第2号）により

甲に報告するものとする。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第9条 乙は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(帳簿等の整備及び保存)

第10条 乙は、委託業務の実施に要する経費に関し専用の帳簿を備え、支出額を明確に記載しておかなければならない。

2 乙は、委託業務に要した経費を甲が指示する項目に従って前項の帳簿に記載し、その支出内容を証明又は説明する書類を整理して保管しなければならない。

3 前項の支出内容を証明する書類とは、乙が通常使用している支出に関する決裁文書、仕様書、見積書（相見積を含む。）、契約書、納品書、検収調書、請求書、領収書、銀行振込領収書、委託業務に従事する者の給与支払を示す台帳及び出張伝票等をいう。

4 第2項の帳簿及び書類の保管期間は、委託期間が終了する日の属する事業年度（甲の事業年度である4月1日から翌年3月31日までの1年間をいう。以下同じ。）の終了日の翌日から起算して5年間とする。

5 乙は、乙の責に帰すべき事由により前項に掲げる保存期間内に証憑書類を消失したときは、当該証憑書類に係る経費について、正当な根拠を示して委託業務の実施に係る経費である旨を甲に証明しなければならない。また、示された証憑書類が正当な根拠と認められない場合について同様とする。

(検査及び引き渡し)

第11条 乙は、業務が完了して14日を経過した日（当該期日の末日が休日（沖縄県の休日を定める条例（平成3年条例第15号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。）に当たるときは、当該末日の翌日を当該期間の末日とする。）又は令和3年3月29日のいずれか早い日までに業務完了通知書、成果物一式及び実績報告書（様式第3号）を甲に提出し、その検査を受けなければならない。

2 甲は、前項の業務完了通知書等の提出を受けたときは、速やかに検査を行うものとする。

3 乙は、前項の結果不合格となり、甲から期限を指定して補正を命じられたときは、自己の負担、指定期限内に補正して、甲の検査を受けなければならない。

(額の確定及び通知)

第12条 甲は、前条の検査で乙の業務が本契約に適合するものであると認めた場合は、委託契約書、仕様書、実施計画書及び成果物一式に基づき、乙に支払うべき経費の額（以下「確定額」という。）を確定し、速やかに書面により乙に通知するものとする。

(委託業務の実施に要する経費の支出)

第13条 乙は、委託業務の実施に要する経費を実施計画書に記載された経費の内訳に従って支出しなければならない。実施計画書が変更されたときは、変更された実施計画書に記載された経費の内訳に従って支出しなければならない。ただし、乙は、経費区分表(別表)に記載された経費の内訳について、項目のそれぞれについて20%以内に限り、流用することができる。

(委託料の請求及び支払い)

第14条 委託料の支払いは、原則、精算払いとする。

- 2 乙は、確定額を通知する甲からの書面を受領後、甲に支払請求書を提出することができる。この場合において、甲は、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内の日(当該期日の末日が銀行等の休日に当たるときは、当該末日の前日を当該期間の末日とする。)までの期間に支払を行わなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、甲は、乙の請求により必要があると認められる金額については、第1項の規定にかかわらず概算払い(契約金額の30%以内)をすることができる。
- 4 乙が前項の規定により概算払を受領している場合であって、当該概算払の合計額が第12条の規定による確定額に満たない場合には、第2項を準用する。
- 5 甲が、第3項の規定により乙に支払った金額が、第12条の規定による確定額を超過した場合、乙はその超過額を甲に返還しなければならない。
- 6 甲は、乙が所定の事業を実施していないと認めた場合、又は事業の目的外に経費を使用していると認めた場合には、既に支払った委託料の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(著作権の帰属)

第15条 この契約に基づいて制作されたものの著作権は、甲に属するものとする。

- 2 甲が二次使用するにあたり、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないように、乙は、制作に当たっては必要な許諾を得なければならない。

(著作権の使用)

第16条 乙は、委託業務の実施にあたり、第三者の著作権又はその他の権利の対象となっている物件又は方法を使用するときは、必要な手続を取るなど、その使用に関して責任を負うものとする。

(瑕疵担保責任)

第17条 甲は、委託業務が完了した後でも成果物に瑕疵があることを発見したときは、乙に対して相当の期間を定めてその瑕疵を修補させる又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償ができる期間は、第11条の規定による引き渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が乙の故意または重大な過失により生じた場合は、当該請求を行うことのできる期間は3年とする。

(損害の負担)

第18条 委託業務の処理にあたって生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担する。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、この限りではない。

(履行遅滞)

第19条 甲は、乙が契約期間内にその義務を履行し終らないため、期間の延長を求めたときは、遅延日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対し年2.6パーセントの違約金を徴収して承認することができる。ただし、天災、地変その他契約の相手方の責によらないものについては、違約金は徴収しない。

2 前項の違約金は、契約代金支払のときに控除し、その額が支払金の額を超えるときは、その超える額を徴収する。

(解除権及び違約金)

第20条 甲は、次の各号の一に該当する理由が生じたときは、いつでもこの契約を解除することができる。

一 乙の責に帰すべき事由により、履行期間内に業務を履行しないとき又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

二 乙が、正当な理由なく、着手期日を過ぎても着手しないとき。

三 乙又はその代理人その他乙の使用人が、検査を妨げたとき。

四 乙又はその代理人その他乙の使用人が暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する等不適切な者に該当するとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、乙が公益財団法人沖縄県文化振興会規程又は本契約に違反したとき。

2 前項の規定に基づき契約が解除された場合には、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 甲は、第1項各号の規定に該当しなくともやむを得ない理由があるときは、契約を解除し、その履行を中止させ、又はその一部を変更することができる。

4 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなくてはならない。

5 甲は、契約の解除、履行中止又は変更について、書面により乙に通知するものとする。

(秘密の保持)

第21条 乙は、委託業務を実施するに当たり、知り得た秘密を他にもらしてはならない。

2 乙は、この業務による個人情報の取り扱いについては、別途定める「個人情報取扱特記事項（別紙）」を守らなければならない。

(財産の管理等)

第22条 乙は、委託業務により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等という。」）については、善良な管理者の注意をもって管理し、委託業務の目的

に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 2 乙は、取得財産等について取得財産等管理台帳（様式第4号）を備え、管理しなければならない。
- 3 乙は、当該年度に取得財産があるときは、第11条に定める実績報告書（様式第3号）に取得財産明細表（様式第5号）を添付しなければならない。

（費用の負担）

第23条 この契約の締結に関し必要な費用は、乙の負担とする。

（補足）

第24条 この契約及び仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの契約及び仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(別紙)

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (収集の制限)

第4 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (目的外利用・提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

### (事務従事者への周知)

第7 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

### (再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による個人情報取扱事務については自ら行うものとし、第三

者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りでない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

また、甲の承諾を得て再委託をした場合、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報記録された資料等を回収するものとする。

(調査)

第10 乙は、この契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について甲の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第12 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、乙が負担するものとする。